

印西市感震ブレーカー設置促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模地震発生時における通電火災の発生を防止し、市民の生命及び財産を保護することを目的として、市内に所在する建物への感震ブレーカー設置を促進し、併せて防災意識の高揚を図るため、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、感震ブレーカーとは、地震の揺れを感知し、自動的に電気の供給を遮断する装置をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (2) 自ら又は自らと同一の世帯に属する者が、感震ブレーカーを購入していること。
- (3) 助成金の交付事務に関し必要な範囲で、自ら及び自らの属する世帯の住民基本台帳の記録情報について、市の職員が閲覧確認することに同意する者であること。

(対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、感震ブレーカーの購入費(送料を含む。)及び設置費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、感震ブレーカーの台数にかかわらず5,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 助成金の交付は、世帯につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、感震ブレーカー設置促進助成金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に

掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費及び内訳の分かる領収書又はこれに類するものの写し
- (2) 感震ブレーカーの仕様が確認できるカタログ又はこれに類するものの写し
- (3) 助成金の振込先の口座情報がわかるものの写し

2 前項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により行うことができるものとする。

3 前2項の申請は、感震ブレーカーを購入した日の属する年度の末日までにしなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否及び助成金の額を決定し、感震ブレーカー設置促進助成金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、当該助成金の額が確定したものとみなし、速やかに申請者に当該助成金を交付するものとする。

3 交付決定をする場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付すことができるものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金を交付する旨の決定を受け、又は既に助成金の交付を受けた者がいるときは、助成金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消し及び助成金の返還を命じるときは、その旨及びその理由を当該交付決定の取消し及び助成金の返還を受けた者に対し、感震ブレーカー設置促進助成金交付取消通知書兼返還命令書(別記第3号様式)により、通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に、この告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

別 記

第 1 号様式(第 6 条)

感震ブレーカー設置促進助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(あて先) 印西市長

住 所
氏 名
電話番号

印西市感震ブレーカー設置促進助成金の交付を受けたいので、以下のとおり申請します。

設置場所の所在			
感震ブレーカーの種類	<input type="checkbox"/> 分電盤タイプ	<input type="checkbox"/> コンセントタイプ	<input type="checkbox"/> 簡易タイプ
購入年月日	年 月 日	設置(予定)年月日	年 月 日
購入費	円 ※助成対象経費		
助成金申請額	, 0 0 円 ※助成対象経費の 1/2 の額(100 円未満切捨て)とし、5,000 円を上限とする。		

振込先口座	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書又はこれに類するものの写し (購入年月日、購入品名、購入額等が明記されているもの)
	<input type="checkbox"/> カタログ又はこれに類するものの写し
	<input type="checkbox"/> 助成金の振込先の口座情報がわかるものの写し

誓約書及び同意書	
私は、印西市感震ブレーカー設置促進助成金交付要綱に定める助成要件を満たしていることを誓約し、この助成金の交付事務に関し必要な範囲で、私及び私の属する世帯の住民基本台帳の記録情報について、印西市の保有する公簿等により、市の職員が閲覧確認することに同意します。	
申請者氏名 _____	

第 2 号様式(第 7 条)

感震ブレーカー設置促進助成金交付決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで申請のあった印西市感震ブレーカー設置促進助成金について、印西市感震ブレーカー設置促進助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり決定(却下)したので通知します。

1. 決定

交付決定額： 円

条件等

- ① 印西市感震ブレーカー設置促進助成金交付要綱を遵守すること。
- ② この助成金の交付に係る要件を満たしていないことが判明したとき、虚偽の申請、その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ③ 助成を受けた感震ブレーカーは、必ず設置すること。

2. 却下

理由：

第 3 号様式(第 8 条)

感震ブレーカー設置促進助成金交付取消通知書兼返還命令書

第 号
年 月 日

様

印西市長

年 月 日付け 第 号により交付決定した
印西市感震ブレーカー設置促進助成金について、印西市感震ブレーカ
ー設置促進助成金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり取り消し
たので通知します。

また、既に交付した助成金について、返還を命じます。

1. 取消

交付決定額： 円

理由：

2. 返還命令

返還命令額： 円

返還期限日： 年 月 日

返還方法：